議案第121号

3 「略]

新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例

第1条 新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年 新座市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

後 改 前 正 (期末手当) (期末手当) 第5条 [略] 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期が (前項後段に規定する者にあつては、任期が 満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、 満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、 又は議会の解散により任期が終了した日現在) 又は議会の解散により任期が終了した日現在) において議長、副議長及び議員が受けるべき において議長、副議長及び議員が受けるべき 議員報酬の月額及びその月額に100分の 議員報酬の月額及びその月額に100分の 20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給 20を乗じて得た額の合計額に100分の する場合においては100分の162.5、 162.5を乗じて得た額に、基準日以前6 12月に支給する場合においては100分の か月以内の期間におけるその者の在職期間の 167.5を乗じて得た額に、基準日以前6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 か月以内の期間におけるその者の在職期間の める割合を乗じて得た額とする。 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] $(1) \sim (4)$ 「略]

第2条 新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

「略〕

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 後 改 正 前 (期末手当) (期末手当) 第5条 「略] 第5条 「略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期が (前項後段に規定する者にあつては、任期が 満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、 満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、 又は議会の解散により任期が終了した日現在) 又は議会の解散により任期が終了した日現在) において議長、副議長及び議員が受けるべき において議長、副議長及び議員が受けるべき

議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略] : [略] 議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 [略]

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和4年12月1 日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の新座 市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給さ れた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和4年12月14日提出

新座市長 並 木 傑

提案理由

議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。